

建設産業常任委員会

1 開 議 平成29年6月20日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第49号 大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について

日程第2 陳情第3号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情について

4 その他

行政視察報告書執行部提出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	大豆生田春美	出席
委員	秋山幸子	出席
	鈴木央	出席
	高崎和夫	出席
	小林正勝	欠席

当局	産業振興部長 佐藤芳昭	出席
	商工観光課長 磯一彦	出席

事務局	菊池康弘	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業
常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、産業振興部長、商工観光課長です。

◎議案第49号 大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第49号 大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定についてを議題とい
たします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 議案第49号 大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定に
つきましては、所管でございます振興観光課長よりご説明を申し上げます。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） それでは、今回付議させていただきました大田原市中小企業・小規模企業
の振興に関する条例の制定について説明させていただきます。

初めに、制定の理由なのですが、まず意義といたしまして、少子高齢化、人口減少に歯どめをかけ、地
域の経済が今後も発展していくためには、地域の雇用を維持する仕事づくりが重要です。そこで、本市経
済成長と地域雇用の担い手である中小企業、小規模企業の果たす役割、その重要性について認識を共有し、
中小企業・小規模企業の振興について、市を挙げて推進するためのよりどころとするためのものではござい
ます。

それから、法律のほうは既に制定されていまして、そちらの要請がございます。こちらは、平成26年の
6月に小規模企業振興基本法が制定されてございます。その中で、第7条なのですが、地方公共団体の責
務ということで定められておりまして、「区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、
実施する責務を有する」ということと、あともう一点、「自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献して
いることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない」と規定されてございます。これ
を受けまして、栃木県におきましても、平成27年の12月に栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条
例が制定されてございます。これらを受けている部分もございまして、それ以前に県内では制定されてい
るところもあったのですが、県内の動向としましては、今年の5月時点で制定済みが5市、手続中が大田
原市を含めまして2市でございます。それから、制定予定のところは3市町、合わせて県内で本市を含めて
17市町が制定の動きで進んでいるところでございます。また同時に、商工団体のほうからの要望がござい

まして、こちらは平成28年の10月です。小規模企業振興に関する条例制定の要望書、こちらが大田原市商工団体連絡協議会、構成委員のほうは大田原市の商工会議所と黒羽商工会、湯津上商工会の3者が設立する連絡協議会のほうから提出されてございます。それを受けまして基本方針を策定しまして、パブリックコメントを実施したところでございます。パブリックコメント後の条例の内容につきましては、前日議会のほうで説明させていただいたとおりなのですが、繰り返しになりますが、まず条例の内容としまして、中小企業・小規模企業の振興理念に規定した条例となっております。規定の内容については、おおむねもう既に実施している対策なのですが、それを明文化したものを条例として提出させていただいたところでございます。中小企業の中に小規模企業、改めて表記しているところなのですが、本来中小企業といえ小規模企業も含まれているところなのですが、あえて中小企業及び小規模企業と併記いたしまして、小規模企業者の重要性を強調する意味で記載しているものでございます。

条例の内容で、まず第1条の目的なのですが、こちらにつきましては、地域経済の活性化、それから雇用の促進、地域、市民の向上に寄与することを目的と定めてございます。

第2条につきましては、定義といたしまして、中小企業・小規模企業の振興、それから中小企業者、小規模企業者、それと中小企業支援団体、金融機関、大企業者、教育機関、関係機関、市産品等の定義を定めてございます。

第3条といたしまして、基本理念といたしまして、基本的認識と自主的な努力、連携、積極的な事業の促進、それから地域資源の活用、小規模企業への配慮を定めているところでございます。

第4条から第10条につきましては市の責務、それから市民の理解と協力を定めております。

第11条についてなのですが、こちらは中小企業・小規模企業に関する基本的施策ということで、1号から11号まで、市の基本的施策を規定しているところでございます。こちらについては、もう既に取り組んで対策を講じているものでございまして、これを明文化しているということでございます。

それから、第12条で財政上の措置、それと第13条で委任の項目を定めたものでございます。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 1点お伺いします。

これに記載されている小規模企業の定義は、どんなふうになっているのですか。というのは、法人の経営、要は形態であるとか、もしくはその申告の形態であったり、何らかの定義があるのか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（礒 一彦君） 済みません、ちょっと遅くなってしまって申しわけございません。中小企業が、資本金が製造業ですと3億円以下で従業員300人以下と定めているところの範囲内に小規模企業も入るのですが、さらにその中で常時雇用従業員が20人以下のものを小規模企業者と特に定めているところでございます。

それから、卸売業とか小売業、サービス業では、資本金が1億円以下だったり5,000万円以下だったりの規定はあるのですが、中小企業者のうちの小規模企業者として定めているのは、5人以下ということで別個定めているところです。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） 5人以下ということなのですからけれども、本当に小さいところだと、例えばご夫婦2人でやっているところとか、もしくは極端な場合だとお一人でやっている方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった方も対象というふうに考えていいのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（礒 一彦君） そういった事業所も対象と考えてございます。そういった方々があって成り立っている地域ということで、今回この条例で明文化したものでございます。

○委員長（菊池久光君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） このパブリックコメントがあって、13名からの意見があったとかということをお聞きしまして、ホームページで見ましたところ、基本方針の中で参考に取り入れている部分も随分あるのだなというふうに思いました。この中で具体策、雇用の具体策についてはどうなのですかという質問が本会議のときあったと思うのですが、これからそういったことについてはやっていきますということなのですが、私も年間所得が300万円未満の方が63.4%を占めるという小規模業者の多くの方たちが、長時間働いてもなかなか追いつかないワーキングプア状態というふうに聞いております。この中には、重要性について理解を深めるといふか、そういう言葉はあるのですけれども、本業の収入で十分経営が成り立つようにする雇用、それから暮らしも維持できるようにしていくために、私も議会の中で住宅リフォーム助成制度はやっていけないかとかという質問もしたのですけれども、それはやらないということだったのですが、こういった一つ一つの具体策は、これからというふうに考えていいのでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（礒 一彦君） 具体的にはどういった政策をやるべきかというのは、第11条のところに施策として記載しているところでございます。既に取り組んでいるものがほとんどなのでございますが、例えば創業支援のための資金なんかだと、最近ですとちょっとその範囲を拡大したりして取り組んだりしているところでございますので、既に実施しているものもございまして、一部拡充して中小企業者、小規模企業者のための取り組みというのも実施していけることも、条例を制定して、意識を持って取り組んでいけるかなと思っているところでございます。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 今の意見の中でちょっと関連的なものになるかと思っておりますけれども、この28年の10月に要望書が出され、パブリックコメントを経てこの今回の条例制定ということになってきたということなのですから、特にいいことだなと思っておりますけれども、ちょっともう少し早ければよかったのかなという感じは、個人的にしておりますが、その中で今この11条がありましたけれども、これに対しての対策を講じているということなのですが、もう少しこの11条に対しての現実的な対策というものが、こんな形になっているのだというところがありましたら、それをご説明いただければと思います。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（礒 一彦君） この11条で1番から11番まで羅列しているところなのですが、これまで取り組んでいる中で、いろいろ今後もそういった方向で取り組んでいけるということで考えておりますのは、

ちょっと市場金利に連動していないのですが、制度融資の金利の引き下げ、こちらでも検討して今年度実施できているところがございますし、あとは人材育成のためのドローン講座と、あとCDプログラミング講座、こちらは職業訓練センターのほうで講座として、ことしやはり取り組んでいるものがございます。あと、企業再出発支援事業の重点地区の拡大と要件の緩和ということで、先ほど少し申し上げました支援資金関係です。そちらもでございますし、あとは地域づくり企業人活用しました経済分析と。こちらは、これもことし取り組んでいるもので、企業を回っていただいたり農家のほうを対象として回っていただいて、経済分析なんかをしていただくことになっておりますので、こういったことも経済活動に生かしていける部分かなとは思っているところがございます。

あとそれから、商工会議所等におきましてインキュベーションショップ事業というのがございます。こちらは、企業の継承関係の診断とかの事業をことし実施することになっておりまして、これ6月補正で予算のほうを要求してつけていただいた部分で、全部、会議所のほかに商工会、こちらにおいても取り組む事例となってございますし、そういった施策を今年度以降も講じていく方向でやっているということで取り組んでいけるかなと思っているところがございます。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） ありがとうございます。今の説明の中で、特に施策の中で人材育成あるいは制度融資という、この辺大きくいろいろ中小企業の中では問題になってくる人材育成、まず後継者です。言うなれば家族的な中小企業なんかの後継者の問題、あるいは今度はそういう中での融資というものに関して、一般金融だと思うのですけれども、融資です。いろんな融資制度に関しての示唆が当然あるわけですから、まずこのいろんな制度の中での融資制度が今までどおりだとすれば、またそこには恐らく年間どのぐらいの売り上げ、所得がどのぐらいあったとかというと、恐らくそれに該当しないとまた借りられないとかというところが出てくるのかな。その辺のところも今回のこの11条の中でどんな対策になってきているのか。また、その人材育成というあたりの後継者育成、中小企業のです。その辺の方策というものが具体的にはどんなものが出てきているのかをちょっと伺いたいと思います。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） この件につきましては、私のほうからちょっとご説明をしたいと思います。まず大きな流れとして、これは大田原市だけではなくて国、県から含めた大きな流れとして、制度金融等の金利の引き下げというのは、これは全体的な、国が制度金利というような典型的なものがございます。ただ、金利を引き下げればいいのかという問題ではなくて、金利を引き下げれば借りやすくなるのですけれども、経営としては、必ずしもお金を借りることがいいということではございませんので、そういう借りやすい環境整備をするとともに、例えば金融機関、それから保証協会、それから中小企業の団体、商工会議所とかです。こういうものは、あわせて経営指導を下さい、こういう流れになってきております。例えば、金融機関も貸すだけではなくて、ちゃんと経営指導下さい。信用保証協会も保証額は広げ下さい。しかし、経営指導もあわせて下さいという流れになっています。それで、先ほど課長が申しましたように、本議会に補正予算として提出させていただきました商工観光団体事業支援資金貸付金、これは商工団体へつなぎ資金として貸す資金ですけれども、商工団体は何をやるかということでございますけ

れども、やはり1つには、経営の個別相談を中小企業診断士を雇って個別診断をしていきなさい、というような段取りになっているのです。その中で、やはり後継者育成等も非常に大きな要件になってきますので、口頭で後継者育成のための制度として今、血のつながらない人でもいいのです。そういう方でもいい事業を残していきたいということで、後継者を親族以外でもいいので、つないでいきたいという制度もごございます。ただ、これはすぐには、きのうのきょうというわけにはいかないで、ある程度時間をかけて話し合っていくということが必要なのですけれども、こういう制度の周知なども図りながら、そういう相談のところへ誘導しながら後継者育成、ある程度の後継者育成といいますか、確保といいますか、育成というよりは確保の部分になるかと思うのですけれども、そういう政策を国、県、市と役割を分担しながら、それから関係機関、役割分担をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、個別の技術的な話としては、先ほど課長が申し上げましたように、今年度からドローン講座、これは今後いろんなところで需要があるというのが想定できますので、これの基礎となるドローン講座を市の職業訓練センター主催で行っております。それから、小中学校でも取り入れていますプログラミングです。これの導入といいますか、このための講座もあわせて訓練センターのほうで開始をしているということで、いろんなところで人材育成を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（菊池久光君） 小林委員。

○委員（小林正勝君） 私からは、第2条の9番目の市産品です。これについてちょっとお聞きしたいのですけれども、今農家の方が6次産業を目指して頑張っている方々は、市内にはどのくらいいるのですか。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 済みません、ちょっと確認なのですが、6次産業に取り組んでいる農家の方がどれくらいいらっしゃるかどうかですか。

○委員（小林正勝君） はい。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 6次産業、これが法律の定義があいまいな部分がありますので、どこからどこまでが6次産業かというのは難しいのですけれども、国の6次産業の認定制度ができる前から取り組んでいる方もいまして、その方を含めると、比較的規模の大きいところで5件でございます。それこそその定義がはっきりしない部分がありますので、例えば地域でみそをつくって直売所に出していると、こういう方も6次産業ということになりますので、それを含めるとちょっと数が何とも言えないのですが、かなりの数はいらっしゃると思います。だから、トータル的に県の認定を受けて、あるいはその以前の方もいるのですが、認定制度ができる前です。入れると現在5件程度かなというふうに考えております。

○委員長（菊池久光君） 小林委員。

○委員（小林正勝君） それで、一番大切なものは販売ということになるかと思うのですけれども、この販売については、せっかく意欲があって生産、製造、そして販売ということになりますのですが、意欲のある方が始まって一番大事なのは、販売のほうだと思うのですけれども、この販売については、個人的ではなくて市のほうでの積極的にかかわってくれるということなのではないでしょうか。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） こちらは、中小企業、小規模企業ということがメインですので、農家の方

の6次産業ということで、余り特化はしていないのですけれども、ただ当然連携というものが必要になってまいります。市で委員がおっしゃるように6次産業の最大の問題は販路の開拓でございますので、それが最も重要でございます。ただ、これは市ができるというものではございませんので、例えば今回商工会議所等がこういった事業を取り入れて行います中小企業の個別相談とか経営改革とか、それから各種セミナー、こういうものの中で販路の拡大をするノウハウ、こういうものを小規模企業、それから6次産業の方も含めて、そういう個別のセミナーなり相談の中で、直接こういうふうにしなさいというのは難しいと思うのですが、ヒントといいますかノウハウ、これをご教示いただければというふうに考えております。

あわせて、行政といたしましては、直接行政の販路拡大とはなかなか難しい部分はございますけれども、過去に例えばアンテナレストラン事業ですか、これは非常に管路販路拡大に役に立ったということで、国の交付金等を利用した事業でございますけれども、そういうような適した事業があれば、これは販路拡大というものに行政としても取り組んでいきたいというふうに考えています。ただ、行政がなかなかPR、そういうものはできるのですが、直接は販路拡大というのは、なかなか難しいところがございますので、それぞれの業者さんの販路拡大の支援をしていきたいというふうに考えています。それをメインに考えていきたいというふうに考えています。PRにつきましては、それは積極的に行政が先頭に立ってやっていきたいというふうに考えています。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田副委員長。

○副委員長（大豆生田春美君） 皆さん言っている第11条のところなのですが、（8）です。事業活動に必要な資金が円滑に供給されるための施策ということなのですが、これは融資だと思うのですが、融資というと一般に金融機関の融資というものを皆さん思い浮かべると思うのですが、この大田原市の融資と金融機関の融資と、この捉え方、例えば借りる側としての捉え方は、どのような捉え方をしたらいいのか。最初に大田原市から借りようと思ったらいいのか、それは条件の違いがあるのかとは思うのですが、その違いをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） 市の融資制度につきましても、一般の市中融資につきましても、窓口は金融機関のほうにはないのです。金融機関のほうにご相談に行ってくださいながら、こういった融資制度があるかという中で、有利なものを選んでいただくようになるのですが、その中でちょっと利子補給があったり低金利が設定されているというようなものが、市の制度融資の中に何種類かあるのですが、そういった低利なものをご相談された上で、有利なものをどんどん利用していただくというようなことになるのかなと思っていますし、こういった需要なんかも、先ほど来説明しておりますとおり、金利の引き下げとか、そういったことも、今下がっている傾向でございますので、今年度は下がったところなのですが、毎年必ず下がるというものでもございませんので、その市中の動向なんかも見ていただきながら有利なものを探していただく。ご相談していただくというような方法になるのかなと思います。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田副委員長。

○副委員長（大豆生田春美君） 済みません、そうすると窓口が金融機関なのですけれども、その融資の金利を比べるというときに、やっぱり金融機関よりは、お安く金利がなっているということの捉え方でよろしいのですか、全体的に。

○委員長（菊池久光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（磯 一彦君） 一般的には全くそのとおりかと思えます。窓口で相談に行ってくださいますと、ちょっと融資金利何%とか出ているかと思うのですが、年度初めに市のほうでも融資のパンフレットをつくっておきまして、その中には金利が何%ですと明記してございます。それを比較していただければ、市の制度融資は若干安いのだなというのはご理解いただけるかと思えますので、当然金融機関の方々もこういった制度があるということで、どんどん利用していただいておりますので、そこは心配なく市の制度融資のほうを優先して借りられることになるかなと思えます。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） せっかくの委員会ですから、少し個人的な意見も言わせてもらいたいと思うのですが、今の制度金融の中で、我々が現実に聞いている中で、一般金融で金融機関が来てお金借りてくれよと。何で俺だけ金借りなくてはならないのだい。いや、貸し付けがうまくなかなか予定どおりいかないで借りてくれよ、後で何かいいことあるからということで借りる。後でやっぱり何かあってほしい。やっぱり中小企業にして優良企業もなんとか確保したい、おつき合いの中ででは借りましょうという方からのそういう話です。片方は、一般金融に申し込んだのが、いやこういう制度があるから申し込んだらば、いやだめだと。決算書を持ってきなさいと。どう見てもやっぱりだめだということだと。やっぱりそこに今の中企業をどうして、言うならば形態数が弱いあたりをどうしてこれらを本当に育てていくかというあたりがこの大きな問題。さらに資金、一般金融からによって本当にそれが成功してくれればというのが、本来のこの制度ではないのかなと思うのです。ただ、その認識から一般金融にしても、一般金融にしてみれば、これはやっぱり仕事ですから、1つの事業ですから、危険度の高いところにはやっぱり貸したくないというのは、これは本音であるし、ですから中には目的のお金を貸したいためには、優良企業に借りてくれよという話になってくるのだらうと。この辺が行政としての指導というのは、大変難しいところなのだらうと思うのです。これらについてももしご意見がありましたらお伺いしたいのが1点です。

それからもう一点は、先ほど小林委員からもありましたが、2条でしたっけ、何条、ごめんなさい、何条でしたっけ。さっきの小林さんの質疑。

（「2条です」と言う人あり）

○委員（高崎和夫君） 2条の（9）です。「中小企業者等が市内で生産し、製造し、加工し、又は販売するものをいう」という、ここの部分に関連してですが、これに関して先ほど部長のほうからは、これらのPR、それから販売に対するPRですか、こういうものをしていきたい。行政としてはお手伝いをしていきたいということの意見がありましたけれども、実際にこれは農家の中でということにしても、中小企業という形の中にしても、今は加工まではできてくる。やってきているのです。やっぱりその販路販売、このルートの問題だと思うのです。私も常々これ思っているのは、農家は中小企業、農家も一つの中小企業、規模の大きなのが5件で今あるというのがありましたけれども、この販売の方法が、一般的にはここがなかなかできないのは事実だと思うのです。1つ具体例で、今農家なんかのお宅なんかは、相当このナスなんかも、いろいろあります。ナスを例にとってみれば、ナスの生産者農家のところに行くと、それはそれは風で傷になった、あるいは曲がった形が悪いというのは、みんなこれはもうはね物なのです。本当にそのような製品として吟味して出荷をしていくと。言うならば約半分ぐらいは捨ててしまうのではないのか

など感じします。その加工販売というところが大きな、これを加工販売できたら、相当の農家所得のというのが上がるのだらうと思います。ですから、農家が加工販売までやらなくても1次で、それは全体ではなくても、全体の所得が上がればいいわけですから、何でもかんでも加工販売までやらなくてもいい。この加工販売の部分、本来は農協がそれは一括集荷をして、加工でも漬物でも何でもやった中での販売というものは、そういうところがやってくれば私はいいのだと思うのです。まだその農協もなかなかこれ意見を出したくないわけですが、本来は。そのときの行政は、そういうものに対して、行政でも言うなれば、今ルートの中では、黒羽のくらしの館なんかも、結局農協からの預かったみそ加工なんかもやっているわけで、結局これは加工販売ということになります。ああいうところまで行政としても考えて、農協が手を出さないということになったときに、そこまでこれから考えていける必要もあるのかなと思うのですが、その辺を今どんな考えでいるのか、ご意見をいただきたいと思っています。

○委員長（菊池久光君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） まず、前段の融資の件でございますけれども、俗に言う貸し渋りのなものもあるというようなことなのかなと思うのですけれども、金融機関としては、やはり経営状態を見て、貸せないところがあるというのは、これはある程度はやむを得ないだらうと思っています。ただし、その制度金融というのは、すごい経営状態がいい方が使っていただいてもいいですし、そうではない方でも構わないのですけれども、強制的に信用保証協会といたしまして、万一焦げついたときに補填してくれる制度です。これにもう強制的に入っておりますので、金融機関としては、100%取りっぱぐれはないという制度ではございますけれども、かといっても確実にこれは経営が破綻というような方も中にはいらっしゃいますし、あとは逆に金融機関の方がおっしゃるのは、これ以上の借金はかえってという、やはりそういう事例もございまして、金融機関の方はある程度経営の専門家ですので、自分のところの腹は痛まないわけなので、貸そうと思えば貸せるのですが、それは社会正義としてどうなのかな、経営、金融機関を指導する立場の金融機関としてどうなのかなというのがありまして、もうやめておいたほうがいいですよ、これ以上は。今の状況で頑張ったほうがいいですよというような指導はしているということも聞いておりますので、そういう中での個別判断ですので、なかなかこれは難しいところだと思うのです。

ただ、要するに行政にとりましては、もともとがちょっと借りづらいう方を想定してつくった制度ですので、これはそういう意味では積極的に使っていただければと。あとは金融機関、経営の専門家といいますが、知識のおありの方ですので、その個別の判断の中では、お断りする方も中にはいるのだらうなというふうには考えております。

それから、農家の方が加工して売るまでは、なかなかこれはハードルが高いのではないかと。そこら辺行政はどのように手助けをするのだということかとは思いますが、行政といたしましても、いろんなモデル事業とか、それから国の交付金事業、こういうものがあれば費用もかかりますので、そういうもの、6次産業の進展といいますか、そういうものにも取り組んでいきたいと思っています。その中で、これは商工部門ではないのですが、土地改良事業ということで、大田原で1,000ヘクタールに及ぶ土地改良事業、圃場整備事業を計画してあるわけですが、その中で大田原南地区、約400ヘクタールぐらいでしたか、広大な土地改良事業としては広大な事業でございますけれども、この中で工業用地を生み出していこうという考えでございまして、そこへ食品工場を誘致するというイメージを持っています。市に

圃場整備をして、米は米でつくっていただくのは、それは結構なのですけれども、園芸作物、こういうものをつくっていただいて、そこで誘致した工場のその材料を使っていただく。農家の方はつくってそこへおさめていくというような形です。加工は、その専門の事業者さんにやっていただくというような想定をしているのです。そういうことが実現すれば、当然その農家の方はつくることに専念できますし、工場は工場ですぐ近くから材料が供給できる。しかも、雇用も確保できるというようなことのイメージを持ちまして進めているわけでございます。面積が非常に大きいので、来年すぐに、再来年すぐにというわけにはいかないとは思いますが、そういう想定のもとで、交通体系インフラ整備なんかも考慮しながら、新しい時代の土地区画整理事業といたしますか、そういうような形で1つ構想を練っております。それ以外にも、もし今後農家の方がつくることに専念してできて、今まで半分は捨てていたというお話がありましたけれども、今でも加工業として有効利用できるような、そういう仕組みがあれば研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第49号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 大田原市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で、当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、ご苦労さまでした。

（執行部退席）

◎陳情第3号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第2、陳情第3号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情についてを審査いたします。

それでは、事務局に陳情の内容について説明いたさせます。

事務局。

○事務局（菊池康弘君） ご説明いたします。

まず、陳情の中身についてであります。ちょっとご説明いたします。米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれではつくり続けられないという状況が生まれ、また安い米の定着によって生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっております。さらに、陳情の中身は、こうした中に政府は、農地を集積し大規模効率化を図ろうとしておりますが、この低い米の価格では規模拡大した集落営農や法人など赤字が拡大し経営危機へ陥りかねません。平成22年に始まった農業者戸別所

得補償制度は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対し、生産に要する費用、全国平均と販売価格、全国平均との差額を基本に交付する直接支払いが行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。と陳情の中では述べてあります。

さらに、平成25年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については、平成26年産から10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度は平成30年産米から廃止されようとしております。このことによって経営が成り立たないこと、また水田の持つ多面的機能も失い、地域経済がますます困難になるということは明らかです。これによって、私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食料と地域経済、環境国土を守ることを求めますということがこの陳情の中で述べられております。

このこと、以上の述べたことから、農業者戸別所得補償制度を復活させるように国に意見書の提出を求めるものとなっております。

この陳情に関しまして、ほかの県内の14市の状況についてちょっと調べたものを今タブレットのほうに通知いたしましたので、ちょっとごらんいただければと思います。陳情の県内の状況ですが、大田原市を含めまして14市中13市に陳情が提出されております。この中で、今現在委員会の審査が終わって結論が出ているところは何市かありまして、その中で採択となったところはありません。不採択となったところが3つの市があります。継続審査が2つの市があります。議長預かりとなった市が3つの市であります。また、大田原市を含めまして、きょうあす以降に審査というところが5つの市であります。ちなみに、あと那須町さんに近隣ということでもちょっとお伺いしたのですが、那須町さんも不採択ということになっているという状況でありました。以上が県内の自治体、14市の状況の資料となっております。

事務局からは以上です。

○委員長（菊池久光君） ただいま報告を受けましたが、これらを踏まえて審査いたします。

委員の皆様のご意見をお願いいたします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 意見で。この農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情につきまして、農業者戸別所得補償制度は、民主党の政権交代により2011年、平成23年から実施されて、一部は2010年、平成22年から導入されました。お米の値段が生産費を下回ることから、生産数量目標の達成農家には米価暴落時に補填する標準的な生産費、経営費プラス家族労働費の8割と販売価格平均の差額を補填する変動部分というところと、10アール当たり1万5,000円を直接支払う固定部分があり、生産を下支えしてまいりました。私も、税務課のほうにちょっと行きまして、5年間の農業者の所得について調べてみました。ちょっと長くなりますが、2013年、変動部分は廃止になり、固定部分の直接払いは、2014年から7,500円に半減されてしまいました。今度来年2018年に廃止されます。調べたところによりますと、2012年、平成24年21億5,000万円、それから2013年、平成25年は27億6,000万円、2014年、平成26年は22億9,000万円、2015年、平成27年は11億円、がたっここで減っています。それから2016年、平成28年度が21億2,000万円と、こういうふうにながったり下がったりしているのですけれども、2014年の米価暴落60キログラム8,000円と、それから2015年の1万5,000円の補填が7,500円に半減したことと相まって激減していることがわかります。農家さ

んの実情をお聞きすると、本当に米つくって飯食えない。企業の理論で日本の農業を行われれば農家の収入が断たれ農業は疲弊する。農村と言えども国土だ、国が荒廃することになってしまう。認定農業者が農業者年金加入が前提であった。内閣がかわるごとに猫の目農政では農家が屈辱的だ。農業で生活できなければ子供に継がすことができないという話をたくさん聞きました。安心して国内産のお米を食べ続けるためにも、また水田が果たしている多面的な機能で環境や国土を守るためにも地域経済の維持、発展のためにも農家の経営を下支えする政策がどうしても必要であり、この農業者戸別所得補填補償制度の復活をもとめるこの陳情は賛成し、採択すべきものと考えます。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 今秋山委員から、復活すべきだという話がありましたけれども、戸別所得補償方式の内容的なものの中で、今言われたのは面積払いの部分ですけれども、そのほかにもゲタ対策、ならし対策等が当然国のほうではできているわけです。そういう制度の中で今回の面積払いを廃止しようということなのですか、このゲタ対策、ならし対策に対しては、今意見の中ではどういう感じを持っているのですか、ちょっとお伺いいたします。

○委員（秋山幸子君） やはりこういったことを国の制度としてやっていくときに、大規模経営とかそういうことになっていくと、今企業が参入するということもあると思いますので、この辺はよく農家さん、大田原市は日本でも有数の穀倉地帯ということで、本当に大企業の理論ではないやり方をしっかりと見ていく必要があると思うので、私の意見でございます。

○委員（高崎和夫君） そのゲタ、ならし対策の内容というのは理解していますか。戸別指導補償の7,500円の問題ばかりではなくて、そのゲタ対策、ならし対策というものを理解していますかということ。

○委員（秋山幸子君） 済みません、わかりません。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） やはり国のほうは、この戸別所得方式の廃止というものは、これは全農家に対してなのです。それから、ゲタ対策、ならし対策、これらの中では、まずこれ最近はまだ認定農業者を対象とした制度ということで、そういう認定農業者でなければそういう制度を受けられないという制度が国のほうでも出てきている。そこにそういう人のところに農地を集めるからやろうとしていることが、今回のこの戸別所得補償方式というものは、全員全面積ということなのだ、これ。その辺の違いがあるので、やはり全面積ということよりは、やっぱり認定農業者、中核農家というか、そういう育成ということが必要なのだろうというふうに思うのです。確かに大きい農家というのは、この間農業新聞にありましたけれども、法人で400町歩やっていると。400町歩で7,500円、ちょっと幾らになるのですか。やっぱりそういう数字になってくるわけですが、しかしそのほかの国の所得補償方式というのは全農家という、ここがやっぱり問題なのだろうというふうに思います。ですから、そういう中では、今回はこの陳情に対しては、私はそこまで、制度復活というところまでは行かなくてもいいのではないのかなというふうに感じています。

○委員長（菊池久光君） 大豆生田副委員長。

○副委員長（大豆生田春美君） 今本当に日本を見ると農業者が高齢化してしまっていて、担い手不足になっていることも現実だと思うのです。その中で、今現実のあり方は、集落営農を推進したり新規農業者を支援したり、また認定農業者制度や農業法人を支援するための交付金制度がかなり充実してきています。

今回、米の直接支払い交付金を見直すということで、主食用米ばかりではなくて麦や大豆、飼料用米など、主要なる作物の生産を振興して、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作物を選択することができるようになっていくところが現実、前と変わったところだと思うのです。そういったところを今度また、先ほども秋山委員が言ったように、また復活させるということは、私は必要ないのではないかというふう

に今考えています。

○委員長（菊池久光君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 勉強してまいりたいと思いますけれども、例えばこの先ほどおっしゃっていた飼料米ということ移行していくというのを、西川公也さんですか、が来たときにいろいろお話は伺ったのですけれども、やはり例えば飼料米ということは、大田原市ですと牛とかそういうことになりますよね。

（「飼料米は農協がやる」と言う人あり）

○委員（秋山幸子君） その飼料というのが、牛とか豚は胃の中に、この米に関するものを消化する酵素がないので、これはとても危険なことだというふうに酪農家さんから聞いていますので、これをうのみにするのはいかなものかということと、あとアメリカでも主要農産物なんかのお米なんかに対する手厚い保護がきっちりあるから、競争して自国の食料自給率は130%以上、そしてその後のものを海外へ輸出するようなことになっているのです。特に、日本は二毛作ができるほどのすばらしい環境で、海外のどの国よりも米づくりはすばらしい技術を持っています。これを生かさない方法はないと思うし、ダムをつくらなくても田んぼの中にお水をうんとためることができるというのは安全なものだし、すばらしいものだと思いますので、その辺も、もしここで決めてしまうのは、私反対はしたいと思うのですけれども、何としても今回これで賛成していきたいと思うのですが、そういったところをもう少し専門家を招いて勉強するとか、そういうこともみんなでやっていけたらいいなというふうに思います。

○委員長（菊池久光君） 高崎委員。

○委員（高崎和夫君） 今の秋山委員の意見の中で、まず飼料米が畜産農家の中では使えない……

（「使えないですね」と言う人あり）

○委員（高崎和夫君） もう今そうではなくて、どんどん、どんどん農協が買い上げて、逆に専門的なそういう製粉工場といいますか、そういうところできていくわけで、それは完全にもう再利用しなかったら、毎年毎年飼料米はできているわけですから、これはストックする、残ってしまうわけですから、もうこれは完全に使っているということで、今使わないなんていう時代ではない。日本の国内に出てきたものは、

それから、飼料米、これは米です。それからWCSというのがあります。ホールクロップサイレージ、WCS。これなんかは、実際に私もやっています。ですから水田、今もう田植えしていますけれども、この中にこれから田んぼに立て看板があつて、看板、その飼料米、WCSの看板がだんだん立ってきますから、もう実際には今の段階ではどれが食用でどれが飼料米でどれがWCSかわからないぐらいあるわけで、もうWCSもふえていますし飼料米もふえていますしという、そういう、それにはやはり食用の米の需給バランスが崩れれば、当然農家の経営圧迫というのは、そこから需給バランスが大きな問題で、人口減少もではこれまでも当然これ言われていますから、そういう問題の中でからも来ているわけですから、その中で特に今度認定農業者、中核農家、あるいは法人、それらの育成ということになると、今回の制度からの切り離しというのはしょうがないのではないのかなというふうには、私も農家でありながら、残念な

がらそう思っているのです。私も本来であれば、一農家からしてもそういう考えがあるかもしれませんがけれども、今の兼業農家にも誰にもというところが、今までの制度誤りなのだろうというふうに私は考えています。

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

それでは、ただいま出された意見の中で、採択したいという意見が1件、秋山委員から出ております。不採択でよろしいのではないかというご意見が2名の方から出ております。その中で採決をとりたいのですが、採決という形でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） では、件数が多いほうの意見が出ているのが不採択のほうですので、今現在の陳情第3号につきまして、不採択とすることに異議はございませんか。

（「異議なし」「委員長」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 鈴木委員、どうぞ。

○委員（鈴木 央君） 意見終わったんですけども、今秋山委員のお話を聞いて、そして実際に現場で直接農業とそして畜産もやっていたら高崎委員の話聞きました。私も今聞いてちょっと結論、自分自身が出せなかったものですから、私個人としましては、継続審査を私の意思表示とさせていただきます。

（「一言述べさせてもらってもいいですか」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見。

（「意見です」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 秋山委員。

（「まだ言ってないんだ」「採決してから。もう採決してもらうべ、意見」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 先に採決をとります。

（「じゃ、挙手でやっていただけますか、挙手で」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 挙手でやります。

では、採決いたします。陳情第3号につきまして採択の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（菊池久光君） 採択1名。

不採択の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（菊池久光君） 不採択3名。

調査、継続審査ということの委員さん。

（賛成者挙手）

○委員長（菊池久光君） 1名。

それでは、陳情第3号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情については、不採択とすることに決しました。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） 発言させていただきます。

この農業者戸別所得補償制度につきまして、本当に農家の方たちからお声をたくさん聞いて、今発言してここに持ち込んでおります。ちょっと残念なのですけれども、1つお聞きしたいのですが、委員会での採決が不採択ということだと、委員会としてそれは委員長がお話しなされて、これに対する反対討論としたいのですけれども、これ先例ということで議会事務局のほうで対応してくると思うのですが、何としても本会議で反対討論させていただきたいのですが。

（何事か言う人あり）

○委員（高崎和夫君） 委員としての反対討論はできないでしょ。ここでの案件、委員会のほうで今私はこう思っていますよということで。委員ですから本会議の中ではここで決めたものに対する反対討論は。

○委員長（菊池久光君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） ちょっとここで討論ですけれども、例えば採択したところ、採択をするということで、採択になったことについて発表する場というのがないですよ、本会議で。ほかの市町村では……

（「ほかの委員からはあるんだよ」と言う人あり）

○委員（秋山幸子君） はい。ほかの市町村では、委員会で採択、不採択あったところでも違う意見であれば、それを討論するということが普通に行われているのです。そのところをちょっと委員長から聞いていただければありがたいと思うのですが。

○委員（高崎和夫君） だから、委員じゃなければ大丈夫ですよ。委員じゃなければ。本会議で反対討論。

○委員（秋山幸子君） 大田原市はね。

○委員（高崎和夫君） ほかは、その委員の人でもできるということ。

○委員（秋山幸子君） はい、そうです。それでちょっと……

（「ここで決まったんだから、ここで意見をみんな述べ合って決まったんだから」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 大田原市は、ちょっとそれはできません。

○委員（秋山幸子君） わかりました。

○委員長（菊池久光君） よろしいですか。

○委員（秋山幸子君） はい。

○委員長（菊池久光君） それでは、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時04分 再開

○委員長（菊池久光君） それでは、再開いたします。

◎その他

行政視察報告書執行部提出について

○委員長（菊池久光君） 次に4、その他、行政視察報告書執行部提出に入ります。

先月に行われました行政視察の報告書の執行部提出について、皆さんのご協力をおもちゃして報告書が完成しまして、既に紙でお配りしたとおりですが、タブレットに再度掲載をいたしました。皆さんからいただいた報告内容と皆さんの意見をまとめた報告書を執行部へ提出したいと思いますが、皆さんから何かございますでしょうか。

タブレットの中に報告書が入っております。また、先日紙でもお渡ししているかと思ひます。

(「とてもよくできたと思ひます」「結構です」と言う人あり)

○委員長(菊池久光君) それでは、ないようですので、この報告書を全員協議会において全議員に発表し、執行部に提出することといたします。

◎散 会

○委員長(菊池久光君) 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。ご苦勞さまでございました。

午前11時06分 散会